罹災証明書交付申請書

令和　６年　　月　　日

（宛先）津幡町長　　　　　　　　　　　　　　 〒　　　－

　　　　　　　　　　　　 申請者　住　　所

　（避 難 先　　　　 　　　　　　　　　　　　）

電話番号

（日中連絡のとれる番号）

下記のとおり罹災したので、証明書の交付を申請します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 世帯主住所 | 津幡町 | | | | |
| 世帯主氏名 |  | | | | |
| 世帯構成員 | 氏名 | 続柄 | | 氏名 | 続柄 |
|  | 世帯主 | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
| 罹災原因 | 令和６年能登半島地震による | | | | |
| 被災住家※１の所在地 | 津幡町 | | | | |
| 自己判定方式※２  （任意） | □ 希望します    □ 希望しません | | □ 当該住家の被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」であることに合意します | | |
| 証明書の郵送先 | 〒　　　－ | | | | |

※１　住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

※２　自己判定方式とは、住家の損害割合が明らかに１０％未満で、申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」という判定結果に合意できる場合に、調査員による現地調査は行わず、被災者の方が撮影した写真により被害認定を行うものです。（「瓦等の一部落下」、「外壁の一部ひび割れ」、「雨どいの破損」、「窓ガラスの破損」等）

【住家の所有者同意欄】

□ 被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面等の情報を利用することに同意します。

※所有者と申請者が異なる場合で、所有者の同意がとれる場合は以下に記載

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所有者住所 |  | 所有者氏名 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事務処理欄 | 被害区分 | 調査日時 | 備考 |
| □内部被害のみ | ／　　（　　）  　　　： |  |